# くらし・防災グループ

くらし・防災グループの質問を始めます。

私達のグループは、災害への備えと交通機関について、バリアフリーをキーワード に話し合いました。

このことについて、2つの質問をしたいと思います。

### 質問1 災害への備えについて

1つ目の質問は、「災害への備え」についてです。

最近は、毎年のように、これまで経験したことがないといわれるような大雨が各地で降り、広島県でも大規模な災害が起きています。このため、大雨などの時は、「災害から命を守るため、早めの避難を」と繰り返し、テレビのニュースや自治体などから呼びかけが行われていますが、実際に避難所などに避難した人はまだまだ少ないと聞いています。

平成30年の西日本豪雨災害のあと、民間のWeb調査による障害者の方を対象にしたアンケートでは、「豪雨や浸水被害に対し、不安を感じた人」が9割もいたそうです。そして、その多くの方が「無事に避難できるかどうかわからない」や「避難所がバリアフリー化されているかわからない。またはできていない」という不安をかかえておられたそうです。

こうした理由から、避難されない高齢者や障害者の方もいらっしゃるのではないで しょうか。

そこで1つ目の提案です。高齢者や障害者の方など避難が困難な人の命を守るため、 市や町と一緒になって、安全・安心な避難方法の確保や、様々な方に配慮した避難所 の設置を推進してはどうでしょうか。

安全・安心な避難方法や避難所を確保するとともに、こうした情報を県民に伝えていくことで、誰もが安心して避難できることにつながると思います。

次に、2つ目の提案として、安全かつ確実に避難できるよう地域の避難訓練を充実 してはどうでしょうか。

家から避難所までの経路を実際に避難することにより、「途中、危険な場所はないか」、

「夜でも安全に行動できるか」、「時間はどのくらいかかるか」など避難に必要な情報 を事前に確認することができ、不安や焦りを減らし、冷静に避難することができるよ うになると思います。

こうした避難訓練を地域単位で取り組むことにより、地域の防災意識を高め、みん なで助け合う災害に強い広島県を実現できればいいと思います。

#### 答弁 (知事)

まず、1つ目の御提案である高齢者や障害者の方などの安全・安心な避難方法の確保や、様々な方に配慮した避難所の設置について、お答えします。

高齢者や障害者の方をはじめ、自ら避難することが難しい方々が、安全に避難できる仕組や安心して過ごせる避難環境を整えることは、自然災害への備えとして大変重要であり、それを進めるためには、御近所の住人をはじめ、様々な方の理解・協力と、地域で助け合い、支え合う仕組を作っていくことが必要であると考えています。

このため、県では、一人暮らしの高齢者や障害者の方など、避難するときに手助けが必要な方々を支援する仕組づくりに向けて、地域の人たちや、福祉サービスの支援スタッフ等が話し合い、いざという時にみんなが協力して避難できるように、個別の避難計画を作成する取組を市や町とともに進めています。

具体的な県の取組としては、福祉サービス事業者を対象とした計画づくりに向けた 研修を昨年度では3回、今年度では6回に増やして開催しています。また、新たに、 避難行動の担い手となる住民の方向けの研修も計画しています。さらに、今年度から、 計画づくりをアドバイスする専門家を2名配置し市や町に派遣する取組を開始し、計 画づくりを進めるに当たってのポイントをまとめたマニュアルの作成も進めていると ころです。

一方、市や町においては、特に配慮が必要な方のために、介護施設や障害者施設などを避難所として利用できるように協力してもらう取組が進められています。令和3年12月時点では、440施設から協力が得られることになっており、協力施設を増やしながら、その状況などについて、住民への周知を進めています。

このように、様々な方に配慮して、誰もが安心して避難できる仕組や環境づくりが 県内に広がるよう、市や町と一緒になって、進めていきます。

次に、2つ目の御提案である安全かつ確実に避難できる地域の防災訓練の充実についてお答えします。

地域の避難訓練は、災害の危険が迫ったときに適切な避難行動をとっていただくため、自分が住んでいる地域の災害の危険性や、避難場所、避難経路などを確認したり、地域の人同士で助け合って避難することなどを学んでいただくとても大切な機会であると考えています。

「平成30年7月豪雨災害に関する県民の避難行動調査」で、家族や親族、近所の方などから避難を呼びかけられることで、避難行動が促されることが明らかになりました。これを踏まえ、県では、令和2年度以降、市や町とともに、地域で防災活動を進めている皆さんが、いつ、誰に、避難を呼びかけるかを決める仕組み貢≤続以下取り組んでいます。また、この仕組みづくりの中で、地域の災害リスクの高い箇所などを地図に書き込んだり、実際に避難経路を歩いて、危険な場所や所要時間を把握するなど、いざというときに、安全に避難できるような訓練も行っています。

県としましては、地域の状況にそった呼びかけの仕組みづくりと、実際の災害を想定した避難訓練の繰り返しにより、地域の皆さんが助け合って避難することが当たり前となることを目指し、市や町や、地域の皆さんと一緒になって、県全体に広がるよう取組を進めていきます。

## 質問2 「人にやさしい交通機関の実現」について

2つ目の質問は、「人にやさしい交通機関の実現」についてです。

バスは、通学や通勤、買い物など毎日の暮らしで多くの人が利用する身近な交通機関で、私も通学で利用しています。以前、友達が足を怪我したとき、バスと地面に段差があり、乗り降りに苦労していました。

また、高齢者の方も、手すりを強く握って、ゆっくりと慎重に乗り降りされておられ、とても大変そうです。こうした高齢者の方や怪我をした方、障害のある方など誰もが安心して快適にバスを利用できる環境を整備することが必要だと思います。

そこで提案です。誰もが乗り降りしやすいノンステップバスや、ワンステップバスなどのバリアフリーのバスを増やす取組を進めてはどうでしょうか。都市部ではノンステップバスも増えていますが、まだまだ路線によっては、導入が進んでいないように思います。

特に高齢者の方も多い中山間地域などのバスは、マイクロバスやジャンボタクシーのようなバリアフリーとなっていない車両も多く、必要性が高いにも関わらず、バリアフリー化が進んでいないのではないでしょうか。誰もが安心して利用できる人にや

さしいバスが増えればいいなと思います。

#### 答弁 (地域政策局長)

「人にやさしい交通機関の実現」についてお答えいたします。

公共交通機関のバリアフリー化については、国が策定した「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」いわゆる、バリアフリー法に基づき国、県、市町、 交通事業者、交通機関をまとめている協会等により取組が進められています。

ノンステップバスの導入については、国の基本方針では、令和7年度までに80パーセントとすること県における各種の計画においては、同年度までに国を超える90パーセントとすることを目標としています。これらの目標の達成に向け国、県、市町、バス協会において、ノンステップバス等の車両購入補助など、バス事業者のバリアフリー化の取組を支援しています。

交通事業者の努力と関係者による取組の結果、広島県内のバスについては、法律においてバリアフリー化の基準の適用を除外されている小型車両等を除き、平成25年度、57パーセントだったものが、7年後の令和2年度には目標値である90パーセントまで導入が進んでいるところです。

一方で、中山間地域などにおいては、小型の車両が使われていますが、 車両構造上 ノンステップ化が難しいことなどの理由により導入が進んでいないことも事実です。

こうした、小型の車両についても、手すりや補助ステップの設置など、バリアフリー化が図られているところですが、今後は、高齢化の進展等により、ますます、公共 交通のバリアフリー環境が求められるものと考えています。

県としましては、誰もが安心して快適に利用できる交通環境の実現に向けて、 中山間地域等にも導入できるノンステップバスの開発支援や車両購入支援の拡充について国に働きかけを行うなど、引き続き、関係者と連携しながら公共交通のバリアフリー化を進めていきます。